

災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定

第6
し
す

旭川市（以下「甲」という。）と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部（以下「乙」という。）は、旭川市内の区域内に災害等が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

第7
に

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

第8
に
2
0
3
じ

（目的）

第2条 この協定は、災害等の発生時におけるLPガスに係る応急・復旧活動の支援について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

第9
き
0

（応急・復旧活動の支援要請）

第3条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。

第1
た

（応急・復旧活動支援の範囲）

第4条 この協定の対象となる応急・復旧活動の支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) LPガスに係る被害状況、応急措置及び復旧状況の情報提供
- (2) LPガス設備の撤去等の安全対策
- (3) その他、甲が必要とする要請事項

第2
さ
こ

（支援要請時の情報提供）

第5条 応急・復旧活動の支援要請時には、甲は必要に応じて乙に対して情報提供等を行うと共に、乙はそれを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

第1
た
1

(支援要請の方法)

第6条 応急・復旧活動の支援要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第7条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第10条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより物的損害が生じた場合の負担割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第11条 乙は、LPGガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力をを行うものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に係る各種情報を定期的に交換し、災害時に円滑な運用ができるよう努めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第13条 本協定に係る個人情報の取扱いに関しては、旭川市個人情報保護条例に基づくものとする。



(協議事項)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。



(有効期限)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 9月30日

甲 旭川市

旭川市長

西川 将人



乙 旭川市永山3条18丁目1-11

社団法人 北海道エルピーガス協会上川支部

支部長

八田 光永

